

会員の皆様へ 新型コロナウイルス感染症への対応について

4月7日の夕刻、埼玉県を含む7都府県を対象に、「新型インフルエンザ特別措置法」にもとづく「緊急事態宣言」が発令されました。適用期間は5月6日までとされております。

現在のところ、北本市では幸いにも新型コロナウイルスに感染した方はおりませんが、予断を許さない状況が続いています。「高齢者は重症化しやすい」という点を踏まえ、会員皆さまにおかれましては、この時期「不要不急」の外出を控え、外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などには、こまめな手洗いをお願いいたします。

感染の拡大防止という「緊急事態宣言」の目的を理解し、会員の皆さまには3つの「密」、「密閉」「密集」「密接」する空間を避けてくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルスの早期終息、そして会員皆さまご自身と大切な人の命と健康を守るため、重ねてお願い申し上げます。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、躊躇せずに仕事を休んでください。

発熱等の風邪症状が続く場合は、「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」へ電話相談してください。

埼玉県 新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター
電話番号 0570-783-770 (24時間対応)

